

# 先端研究基盤刷新事業(EPOCH)における施設整備 公募説明

令和8年 4月9日

科学技術・学術政策局 参事官（研究環境担当）付

## (1) 対象となる機関

国公立大学 ※国際卓越研究大学は除く

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学)

## (2) 対象となる事業内容

我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、**「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)」の実施に伴い必要となる施設**※の整備を対象とします。

※例えば、1階を学内外に開かれたコアファシリティとして、一般利用に加え、機器のショールームなどに活用し、2階を人の出入りやデータ持ち出し等が管理されたセキュアな環境を整備し、機器メーカーを含む民間企業との共同研究などに活用

## (3) 対象となる経費

施設の**新增築及び既存施設**(他の補助金等により整備したものである場合には、当該他の補助金等の処分制限等に注意すること。)の**改築・改修・取得**(資産価値の増加するものに限る。)に係る経費(工事費のほか、建設計画に関する調査、設計及び監理等の施設の整備に必要な経費を含む。)を対象とします。

同一の施設整備内容について、他の補助金との重複受給は認められません。なお、他の補助金による取組との連動性がある場合には、本事業の対象経費と明確に区分してください。また、自己負担や民間企業等からの寄付金等、本事業以外の資金を活用する際も、本事業の対象経費と明確に区分できるようにしてください。

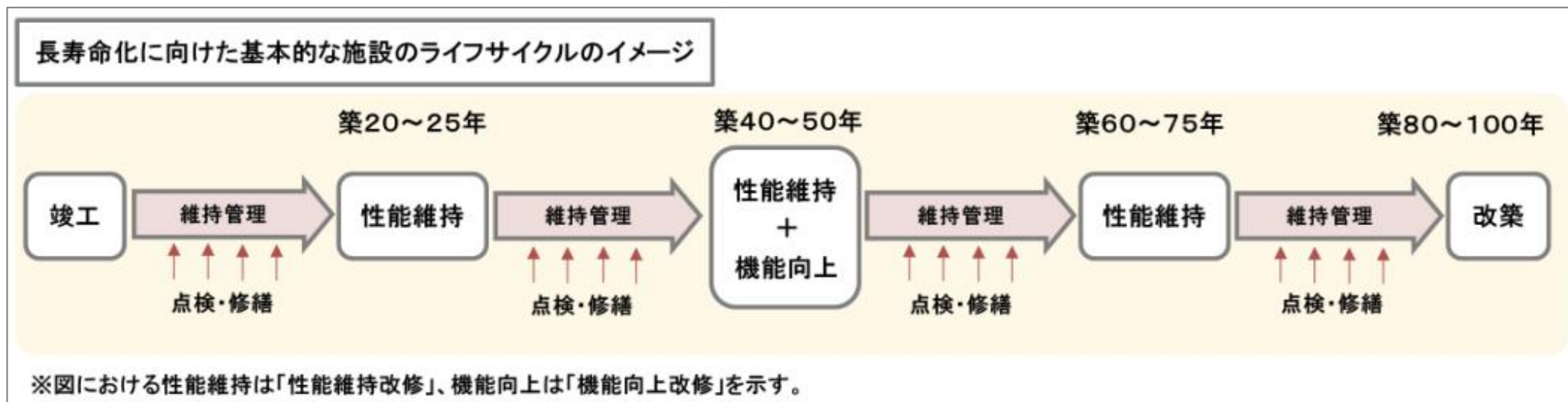
## (4) 事業年度

交付決定の属する年度

## (5) その他(留意事項)

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」(令和8年3月31日文部科学大臣決定)において、教育研究機能の強化や社会への一層の貢献に必要なスペースは、**既存施設の戦略的リノベーションやスペースの効率化・再配置により確保することを原則**とし、施設保有面積を純増させる新增築については、既存施設の有効活用等のみでは対応困難な真にやむを得ないものについて実施することとしています。また、真にやむを得ないものとして新增築整備を行う場合においては、将来の維持管理コストを厳格に考慮することとしています。

これらを踏まえ、本事業により**新增築整備を行う際には、当該整備が既存施設の有効活用等で対応ができず真にやむを得ないものであるか精査**したうえで、**将来にわたる維持管理や性能維持改修、大規模改修等の長期的な施設マネジメントの見通しについて十分に検討**を行い、事業終了後も本事業において整備した施設が維持可能な計画としてください。



### (1) 申請方法について

基本的に、JST資料スライド8に同じ。なお、提案大学と連携大学それぞれの立場で施設整備が認められる場合は、効率的な施設整備を実施するため、**同一建物での整備や工期の統一化等、一体的な整備の調整を依頼する場合があります**。また、提案大学は、JSTが公募を実施する先端研究基盤刷新事業(EPOCH)へ申請することが必要になります。その際、JSTへの申請内容を参考資料として添付してください。

### (2) 申請内容について

I. 「研究基盤の刷新に向けた戦略の骨子」について ※JST資料スライド15「ビジョン」「実績」「構想」と同じのため割愛

II. 「整備する施設の内容」について

(工) 本事業で整備する施設は、**研究基盤の刷新に向けた戦略の実現に向けて必要であり、全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境の実現に貢献**する施設であること。

※連携大学(大学共同利用機関を除く)において施設整備を行う場合は、提案大学に整備しない理由とともにその意義を記載ください。

(オ) 本事業で整備する施設の**整備内容の規模や整備計画、立地する場所は、研究基盤の刷新に向けた戦略の実現に向けて効果的・効率的であること**。新增築整備を行う場合、スライド3(5)に十分留意の上、整備する施設が既存施設の有効活用等で対応ができず真にやむを得ないものであること。

(カ) 本事業で**整備する施設の利用計画及び管理体制**が定められており、十分な運用機会が見込めること。

(キ) 人が集まる魅力的な場を長期的にも維持できるよう、整備する施設の利用にあたって、施設の特徴に応じて外部利用者から適正な対価を徴収するといった工夫も含め、**組織全体で本施設整備後の長期的な維持管理**を見込んでいること。

## (3) 審査の観点

上記(2)の申請内容について以下の審査の観点から総合的に審査を行います。

### ① 「研究基盤の刷新に向けた戦略の骨子」に関する審査の観点

- ・ 研究基盤の刷新に向けた戦略の実現可能性や優位性・発展性
- ・ コアファシリティ化が進む研究大学等としての要件の適合性

### ② 「整備する施設の内容」に関する審査の観点

- ・ 整備内容の有効性(研究基盤の刷新に対する効果、全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境の実現に対する貢献)
- ・ 整備内容及び整備計画の妥当性
- ・ 施設の整備後における利用計画及び管理体制・計画の妥当性

なお、複数の申請に関わる大学には、当該大学に対し、各申請内容の妥当性や実現可能性、全申請を通じた当該大学の研究基盤の刷新に関する効果を確認します。

## (4) 審査の方法

文部科学省が、有識者で構成される審査委員会を設置し、申請内容について書面審査等により総合的に審査を行い、採択します。なお、審査・選定に当たっては、JSTと連携して実施します。なお、審査委員会において必要と判断された申請については、面接選考を実施します。面接選考の日程は、7月上旬～中旬を予定しています。

## (5) 補助額

本事業の**総額は100億円**です。

本事業で整備する1申請あたりの機関への**支援規模は最大20億円**程度とします。交付決定にあたっては、全体予算額を勘案しつつ、申請内容に応じた適正な規模の補助額を決定し、文部科学省から提案大学及び連携大学に対して交付します。審査の結果により、整備する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、支援規模等も含め、これを反映させた決定を行う場合があります。

## (1) 申請書の提出

申請者は、様式 1 から 4 までを作成し、以下メール件名にて、電子ファイルで提出してください。

(〆切)

令和 8 年 5 月 20 日(水) 正午 必着

(メール件名)

【提案大学名】先端研究基盤刷新事業(EPOCH)施設整備の公募申請

※【 】中は公募を提出いただく提案大学名に修正ください。

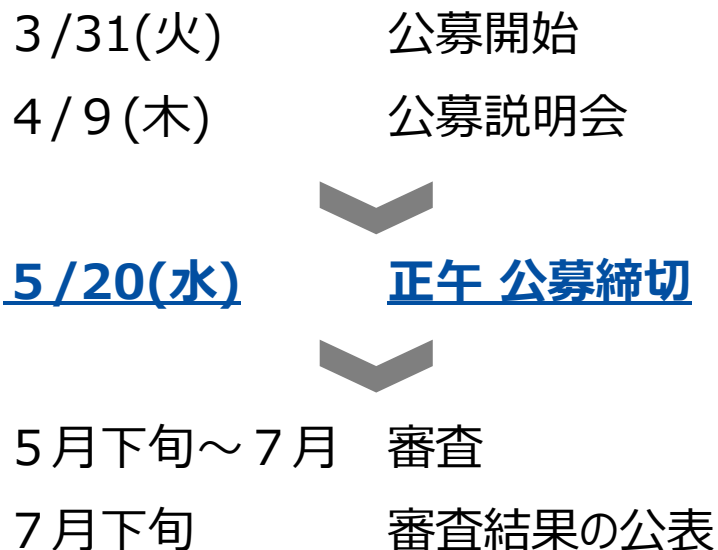
(提出・問い合わせ先)

文部科学省 科学技術・学術政策局 参事官(研究環境担当)付

TEL : 03-6734-4340

E-mail : epoch@mext.go.jp

## (2) スケジュール



▼ ※以降採択された申請のみ



※スケジュールは変更の可能性がありますのでご注意ください。

**提案大学は、連携機関との間で研究基盤刷新に向けた戦略や取組を共有するとともに、連携大学を含めた機関全体の資金計画、執行状況について把握してください。**

また、本事業の実施にあたって、機関は、**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、施設整備費補助金交付要綱及び施設整備費補助金取扱要領などを遵守**しなければなりません。特に、本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、**本事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って効果的運用を図らなければなりません**。本事業の原資が国費であることに鑑み、機関内部の管理・監視体制の構築や事業の適正な実施に係る**ルールの策定などの取組**を行っていただきますようお願いします。

なお、本事業の実施期間内又は実施後において、実施状況又は整備後の利用状況等について、文部科学省により調査等が行われる場合があります。また、先端研究基盤刷新事業(EPOCH)の連動性の観点から、JSTと申請内容等を共有します。

(以上)